消防用設備等点検報告制度

消防法(消防法第 17 条の3の3)により消防用設備等を設置することが義務づけられている建物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、設置した消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。

- 1. **点検実施者** (消防法施行令第36条第2項)
 - ・防火対象物の用途や規模により、点検実施者が次のように定められています。 消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならない防火対象物
 - ①延べ面積 1,000m²以上の特定防火対象物 デパート、ホテル、病院、飲食店、地下街など
 - ②延べ面積 1,000m²以上の非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定したもの 工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など
 - ③(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途に供される部分が避難階以外の階(1階及び2階を除く。)に存する防火対象物で、当該階から避難階又は地上に直通する階段が2(当該階段が屋外に設けられ又は総務省令で定める構造を有する場合にあっては、1)以上ないもの
 - ④延べ面積にかかわらず全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設けられている 防火対象物
 - ※上記以外の防火対象物は、防火管理者などの関係者が行うこともできますが、確実な 点検を行うために消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることが望ましい。
- 2. 点検の種類と期間 (消防法施行規則第31条の6・平成16年消防庁告示第9号)

機器点検 6ヶ月に1回

総合点検 1年に1回

※特殊消防用設備にあっては、設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとによります。

高機結果の報告(消防法施行規則第31条の6第3項1号,2号)

点検を行った結果を消防長または消防署長へ報告します。

特定防火対象物 1年に1回

非特定防火対象物 3年に1回

※詳細は、別表第1を参照ください。

点検報告義務違反

点検結果を報告せず、又は虚偽の報告をした者は 30 万円以下の罰金又は拘留(消防 法第 44 条第 11 号、第 45 条第 3 号)

別表第1 特定防火対象物					
項		主な建物	点検結果報告の期間		
	1	劇場、映画館、演芸場、観劇場			
1		公会堂、集会場	1年に1回		
2	1	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの			
	П	遊技場、ダンスホール			
	/\	性風俗関連特殊営業を営む店舗			
	=	カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等			
3	1	待合、料理店その他これらに類するもの			
	П	飲食店			
4		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗又は展示場	3年に1回		
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの			
Э	П	寄宿舎、下宿、共同住宅			
	1	特定病院、特定診療所、非特定医療機関(有床系)、非特定医療機			
	7	関(無床)			
		(1)老人短期入所施設等、(2)救護施設、(3)乳児院、(4)障害児入所			
6	Ц	施設、(5)障害者支援施設等	1年に1回		
	Λ	(1)老人デイサービスセンター等、(2)更正施設等、(3)助産施設等、(4)			
		児童発達支援センター等、(5)身体障害者福祉センター等			
	=	幼稚園、特別支援学校			
7		小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校等	3年に1回		
8		図書館、博物館、美術館等	5 IC.D		
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気・熱気浴場(サウナ、スーパー銭湯等)	1年に1回		
	П	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場			
10		車両の停車場、船舶・航空機の発着場	_ _ _ 3年に1回 _		
11		神社、寺院、教会等			
12	1	工場、作業場			
		映画スタジオ、テレビスタジオ			
13	イ	自動車車庫、駐車場			
		飛行機又はヘリコプターの格納庫			
14		倉庫			
15		前各号に該当しない事業所(事務所、美容室、針灸院)			
16	1	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項	1年に1回		
		イ、(6)項又は(9)項イの防火対象物			
. •		 イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	3年に1回		
		1101917 30017120071712007171300	5 IC.D		
<mark>16の2</mark>		地下街			
		建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地			
<mark>16の3</mark>	ł	下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項か	1年に1回		
16073		ら(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に			
		供される部分が存するものに限る。)			
17		重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建造物			
18		延長50m以上のアーケード	2年15年		
10					
19		市町村長の指定する山林	3年に1回		

消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類別点検資格・点検期間

	NV 174- ITI ≃II, IH: 6/4-	点 検	資格	点 検	期間
	消防用設備等の種類特殊消防用設備等	消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器点検	総合点検
警	自動火災報知設備	第4類			
報	ガス漏れ火災警報設備	第 4類			1年ごと
	漏電火災警報器	第7類	第2種		
設	消防機関へ通報する火災報知設備	第4類	1		
備	非常警報器具及び非常警報設備	第4類又は第7類	1		1年ごと
消	消火器及び簡易消火用具	第6類	m 1 FF		
	屋内消火栓設備	第1類			
	スプリンクラー設備				
火	水噴霧消火設備				
	泡消火設備	第2類			
⇒ n,	不活性ガス消火設備		第1種		1年ごと
設	ハロゲン化物消火設備	第3類			
	粉末消火設備				
備	屋外消火栓設備	第1類			
	動力消防ポンプ設備	第1類又は第2類	1		
避難	すべり台、避難はしご、救助袋、 緩降機、避難橋その他の避難器具	第5類	かった		
設 備	誘導灯及び誘導標識	第4類又は第7類 (注)	第2種		
用消 水防	防火水槽又はこれに代わる貯水池 その他の用水	第1類又は第2類	第1種		
必消	排煙設備	第4類又は第7類	第2種	6月ごと	1年ごと
要火	連結散水設備	第1類又は第2類	第1種		
な活	連結送水管				1年ごと
施動設上	非常コンセント設備	第4類又は第7類	第2種		
	無線通信補助設備	カ 年 炽 人 は 分 「 炽	分 2 厘		
有 .	共同住宅用連結送水管	第1類又は第2類	第1種		1年ごと
有する	共同住宅用非常コンセント設備	第4類又は第7類			
ると	加圧防排煙設備	カヨ類人はカー類			
る消防のとされ	共同住宅用自動火災報知設備	│ 第4類			
のれ	住戸用自動火災報知設備	71 T 755	第2種		
	共同住宅用非常警報設備	第4類又は第7類]		
に火	特定小規模施設用自動火災報知設備	│ 第4類			
ず安し	複合型居住施設用自動火災報知設備	N → N			
る盤	パッケージ型消火設備	第1類、第2類			
設能	パッケージ型自動消火設備	又は第3類	第1種		1年ごと
用に供する設備等防火安全性能を	共同住宅用スプリンクラー設備	第1類			1 +
	特定駐車場用泡消火設備	第2類			
非	非常電源専用受電設備	当該非常電源、配線又は総合			
常	蓄電池設備				
電源	自家発電設備	ヨ談井吊竜源、日 操作盤が附置され			
你	燃料電池設備	設備等の点検資格			
	配線				
	総 合 操 作 盤			6月ごと	
(沙)	特殊消防用設備等	甲種特類	特種	設備等設置約 める点検の類	維持計画に定 期間ごと

⁽注) 電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者に限る。